

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心な公共交通の維持を求める意見書（案）

近年、規制改革の推進、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、スマートフォンのアプリケーション等により運転者と利用者を仲介し、第二種免許を保持しない一般の運転者が自家用車を用いて有償で旅客運送を行ういわゆる「ライドシェア」の容認を求める動きが活発化しています。

しかしながら、ライドシェアは、事業主体が運転者の仲介のみを行う業務形態であるため、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負うことを前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題がある旨の指摘がなされています。

また、タクシー事業は、地域生活に欠かせないドア・ツー・ドアの個別輸送機関であり、少子高齢化が急速に進展する中、免許返納者を含む高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、不可欠な移動手段であるとともに、多様化する利用者のニーズに対応し、自治体等と連携した乗合型デマンド交通の展開に取り組むなど、地域公共交通の一つとして大きな役割を担っています。

このような中で、ライドシェアが導入され無秩序に展開されることとなれば、路線バス、鉄道を含めた地域公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがあるだけでなく、道路運送法等の関係法令を遵守し、安全確保のためにコストを掛け、安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の存続を脅かしかねません。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 「ライドシェア」は、利用者の安全・安心にきわめて大きな懸念のある業態でありその容認を行わないこと。
- 2 地域において大きな役割を担っているタクシーはもとより、バスや鉄道を含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 月 日

米沢市議会議長 島 軒 純 一

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

国土交通大臣 様

内閣府特命担当大臣（規制改革） 様